

記載例：参考6 個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類(自己資金による起業の場合)

① (参考6) 個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類(自己資金による起業の場合)

【令和5年4月1日以降の株式取得用】

② 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
経済 花子 殿

租税特別措置法施行規則第18条の15の2第2項第2号に規定する確認をした旨を証する書類

③ 貴殿は、会社成立の日(令和5年4月15日)において租税特別措置法施行令第25条の12の2第1項第2号イからヘまでに掲げる者に該当しないことを確認します。
なお、本書類は、租税特別措置法第37条の13の2又は第37条の13の3の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。

④ 令和5年4月30日

⑤ 会社所在地 東京都千代田区霞が関1-3-1
会社名 経済産業株式会社

⑥

(参考) 租税特別措置法施行令第25条の12の2第1項第2号

- イ 当該設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人
(以下この号において「特定事業主であった者」という。)
- ロ 特定事業主であった者の親族
- ハ 特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ニ 特定事業主であった者の使用人
- ホ ロからニまでに掲げる者以外の者で、特定事業主であった者から受けける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
- ヘ ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

No	項目	記載要領			
		申請パターンにより、提出する様式を選択。 (起業特例以外の場合は、「参考5」の記載例を参照。)			
①	様式	優遇措置	申請パターン	提出する様式	
		優遇措置A	ア～ス (ア+コ等、優遇措置A-2の申請含む)	参考5	
		優遇措置A-2			
		優遇措置B			
		プレシード・シード特例			
		起業特例	起業特例ア～ウ	参考6	
②	投資家住所 投資家名	エンジェル税制を利用する投資家住所および投資家名を記載。			
③	租税特別措置法施行令の条文	会社成立の日を記載。			
④	確認日	確認日を記載。(会社成立の日よりも後の日付を記載。)			
⑤	会社所在地 会社名	確認日時点の情報を記載。 押印のないものの使用も可能。(当事者間で相談のうえ、押印するか否かをご判断ください。)			
⑥	参考	租税特別措置法施行令を記載。			
		条文	内容		
		(参考) 第25条12の2第1項第2号	起業特例の対象外となる要件。 「個人事業を法人化した場合(法人成り)の個人事業主、その親族、使用人等であった者」のこと		